

□第55回委員会(H19. 1. 11開催)以降の会議開催経過

| 種類 | 回 | 開催日 | 時間 | 場所 | 議題次第 | 結果報告 |
|--------------------|--------|-----------|-----------------|---------------|--|------|
| 琵琶湖部会 | 第 38 回 | 2007.1.5 | 15:00～ 17:00 | コラボしが 21 | 1)琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他 | P2 |
| 淀川部会 | 第 35 回 | 2007.1.8 | 13:00～ 14:30 | コープ・イン 京都 | 1)淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他 | P4 |
| 木津川上流部会 | 第 5 回 | 2007.1.8 | 14:45～ 16:15 | コープ・イン 京都 | 1)淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他 | P6 |
| 猪名川部会 | 第 32 回 | 2007.1.8 | 16:30～ 18:00 | コープ・イン 京都 | 1)淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他 | P8 |
| 意見聴取反映 WG 作業検討会 | 第 12 回 | 2007.1.9 | 13:30～ 17:30 | ばるるプラザ 京都 | 1)住民参加のさらなる進化にむけて(案)の修正執筆作業 | なし |
| 水位操作 WG 作業検討会 | 第 2 回 | 2007.1.9 | 17:30～ 20:30 | ばるるプラザ 京都 | 1)琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)の執筆作業 | なし |
| 運営会議 | 第 83 回 | 2007.1.11 | 11:00～ 14:00 | みやこめっせ | 1)第 55 回委員会の進め方について 2)ダムフォローアップについての意見最終調整 3)その他 | P10 |
| 委員会 | 第 55 回 | 2007.1.11 | 14:30～ 18:30 | みやこめっせ | 1)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について 2)利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について 3)地域別部会における次期委員会への引き継ぎ課題について 4)その他 | P11 |
| ダム WG 検討会 | 第 11 回 | 2007.1.15 | 10:00～ 13:00 | みやこめっせ | 1)事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について 2)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について 3)一般傍聴者からの意見聴取 4)今後の進め方について 5)その他 | P13 |
| ダム WG 作業検討会 | 第 1 回 | 2007.1.20 | 13:00～ 17:00 | 京都リサーチ パーク | 1)事業中の5ダムについて当面実施すべき施策についての作業 2)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見についての作業 | なし |
| 運営会議 | 第 84 回 | 2007.1.22 | 10:00～ 13:00 | ばるるプラザ 京都 | 1)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について 2)利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について 3)次期委員会への申し送りについて 4)事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について 5)委員会の休止に際しての声明について 6)その他 | P15 |
| 水位操作 WG 作業検討会 | 第 3 回 | 2007.1.23 | 13:30～ 16:30 | ばるるプラザ 京都 | 1)琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)の執筆作業 | なし |
| 運営会議 | 第 85 回 | 2007.1.27 | 13:30～ 16:30 | 京都リサーチ パーク | 1)ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について 2)利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について 3)次期委員会への申し送りについて 4)事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について 5)委員会の休止に際しての挨拶について 6)その他 | 未作成 |
| 運営会議 | 第 86 回 | 2007.1.30 | 13:00～ 14:00 | 大阪市 中央公会堂 | 1)第 56 回委員会の進め方について 2)その他 | 未作成 |

| 淀川水系流域委員会 第 38 回琵琶湖部会 (2007. 1. 5 開催) 結果報告 | | 2007.1.25 庶務発信 |
|--|---|----------------|
| 開催日時 | 2007 年 1 月 5 日 (金) 15 : 00 ~ 17 : 00 | |
| 場 所 | コラボしが 21 3 階 大会議室 | |
| 参加者数 | 委員 13 名、河川管理者 (指定席) 8 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 37 名 | |
| <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日頂いたご意見を参考に 1/9 までに「今後の課題」をとりまとめて各委員に送信し、第 55 回委員会に提出する。必要な作業が発生すれば、追加作業を行う。 <p>2. 報告の概要 : 庶務より、報告資料 1 ~ 6 を用いて水位操作WG等の経過報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>①琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理</p> <p>委員より、審議資料 1-2「基礎案の課題(2005 年 1 月)に対応する今期の取り組みの成果表(案)」、審議資料 1-3「基礎案の課題についての意見書(2005 年 1 月)に含まれていない新たな課題」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <p>○治水について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位操作と丹生ダムは琵琶湖部会の課題だ。また、住民意見の聴取反映についても、特に琵琶湖部会の場合は琵琶湖の河川管理者が滋賀県であるという点を踏まえた整理が必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ←住民意見の聴取反映については、それぞれの意見書にさまざまな形でちりばめられてはいるが、それらを集約して全体の方向性を示すところまで達していないのが現状だろう。水位操作については水位操作WGの意見書の結論部分で「委員会としての方向性」を主張することになる(部会長)。 ←琵琶湖の水位管理はWGで扱うにはテーマが大きく、8名の委員で検討するには限界があった。特に洗堰全閉操作についてほとんど議論できなかった。どこまで最終的な意見書として示せるか、現在検討を進めている。 ←現時点で方向性を示せるものは示せばよいが、そうでないものについては「○○についてはさらに検討してほしい」という意見でよいのではないか。例えば、日本は水の統合管理が徹底的に遅れている。「水の統合管理をやるように」という意見を残しておけばよいのではないか。 ・治水については、基本方針が未決定で狭窄部の扱いや全閉操作のありかたが示されていない。また瀬田川、宇治川、天ヶ瀬ダム再開発の整備の内容や時系列的な進め方等も示されていない。このような段階にあるときに、流域委員会で議論することは困難だ。 <ul style="list-style-type: none"> ←基本方針で「狭窄部は開削しない」ということになれば、下流の治水や洗堰操作が変わってくる。枚方地点はかなり安全になるので、洗堰からみれば天ヶ瀬ダムと宇治川がネックになるが、この流域委員会で結論を出すのは難しいと思っている。 ・基本方針の如何によって、計画高水位 BSL+1.4m も変更されるかもしれない。滋賀県から明治 29 年の既往最大洪水について考慮して欲しいという意見も出ているが、基本方針が示されていない以上、水位についての議論するのは難しい。基本方針が出るまでは前提付きの意見を述べるのはやむを得ない。 <ul style="list-style-type: none"> ←流域委員会は、基本方針に先行して、整備計画原案のための議論をし、基本方針に反映していくという流れで進めてきた。この点を忘れないで頂きたい。 ・環境と治水でどう折り合いを付けていくのか、流域委員会はすでに方向性を示している。例えば、「洪水期制限水位を BSL±0 cm にした場合の影響を検討していく」という方向性は決まっているのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ←河川管理者からは、洪水期制限水位を上げた場合の治水リスクを担保する施設があれば制限水位を上げられるという説明がなされているが、「瀬田川の疎通能力向上で 5 cm、丹生ダムで 2 cm 制限水位を上げられる」というのは治水の議論だ。「夏期制限水位 BSL±0 cm が無理なら BSL-0.1m であればよいのか」といった環境面からの検討をしていかなければならないが、「現状では検討していないのではわからない」というのが河川管理者の説明だ。環境側から見れば、制限水位をすこしでも上げるための選択肢(例：瀬田川の疎通能力向上)を示していくという方向性だろう。まずは試行的に BSL-0.1m に上げてモニタリングをしてフィードバックするというのが現実的な進め方だ。ただし、これは洗堰操作規則に抵触してしまう。これまでの枠組みで洗堰操作規則の変更は難しいので、いくつかの新たな枠組みを考えて提示する必要がある。 | | |

←流域委員会は、いかなる洪水をも対象にして議論してきた。現実的にはある規模を対象に計画をつくることになるが、委員会では「治水とは何か」を検討するということだった。洗堰操作規則については、運用で対応できることと規則変更がなければ対応できないことがある。現状では、洪水期制限水位以上にはできない。委員会の意見は「制限水位を変えた方がよい」という提案だろう。

- ・委員から大川の維持流量削減について意見が出されている。「治水でどれだけ我慢できるのか、事前放流でどれだけ確保できるのか、利水側でどれだけ我慢できるのか。琵琶湖の歴史的な自然システムを守るためにはそれぞれが我慢していく」という方向性を示すことになると考えている（部会長）。

←流域委員会として意見を述べる際には確固たる根拠が必要だ。慎重な検討をお願いしたい。

- ・非常に稀な既往最大洪水への対応だけに腐心して、大事なことを忘れないようにして頂きたい。
- ・治水については「整備計画の枠組みを超えた部分で方向性を示す」という方針で意見を頂きたい(部会長)。

○利水について

- ・利水については、提言「水需要管理に向けて（案）」のうち、特に2点（P12（7）異常渇水時の緊急水の補給、P32（1）渇水シミュレーション）が課題として残るだろう。流域委員会は、論理的な枠組みについて意見を述べてきたが、実際の計画にしていくための具体的な課題には今後も河川管理者が対応していかなければならない。それを次期流域委員会でも引き継いでいくという記述が必要だと考えている（部会長）。

○環境について

- ・琵琶湖の自然環境価値に重きを置いた整備計画が望まれ、治水と利水に一定の譲歩をしてもらい環境への長期的な影響を低めるような取り組みが必要だ。コイ科魚類の生息環境を維持していくことが必要だが、漁業資源としてではなく、琵琶湖の本来の姿に戻すためにコイ科魚類の生育・産卵環境に重きを置いて、洪水期制限水位の上方修正について議論してきた（部会長）。

←さらに追加すべき点は、水陸移行帯の再生・復元だ。湖岸堤が建設されたためにコイ科魚類が産卵に上がれなくなった。琵琶湖河川事務所が田んぼと湖岸を結ぶ取り組みや生物に配慮した微地形への改変を行っている。モニタリングをしながら進めれば効果があるので、今後も継続して欲しい。ただし、洗堰操作規則を変更せずに微地形の改変だけでどこまで回復できるのかは議論がある。ヨシ帯の形状を改変することでコイ科魚類の産卵環境を改善できることが分かってきたが、ヨシ帯群落 40km のうち、どこをどう修復するのか、地域特性に応じた修復手法の確立が求められる。また、湖岸堤を残したまま生物の移動経路をどう確保していくのかという点についても検討していく必要がある。

- ・琵琶湖全体を1つの生態系としてみる視点が欠けていた。どちらかといえば、水位操作や自然再生に関する個々の事業に限定されがちだった。次期委員会では、琵琶湖でどんな変化が起きているのかを念頭の置きながら進めて欲しい。
- ・外来種対策については、淀川でも琵琶湖でもそれなりに進められているが、それぞれで共通する部分があるので(例：淀川下流の湿地と琵琶湖内湖・沿岸部の湿地、原野植物)、情報を交換する仕組みが必要だ。
- ・「自然のシステムを尊重した川づくり」という視点が全体に含まれているようにして欲しい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員にはこれまで流域委員会でやってきたことに確信と自信を持って欲しい。流域委員会は、地方から霞ヶ関への挑戦だったと思っている。基本方針がなくても整備計画を議論してきたことは非常に大きなことだ。改正河川法の実践（環境・治水・利水、住民意見反映）は流域委員会でしかできない。地方から中央へ意見を反映させるべきだ。もともと琵琶湖の治水計画には矛盾がある。浸水は起こるべくして起きている。琵琶湖総合開発に基づいた治水計画の評価をすべきだ。その中から対策の方向性が出てくる。流域委員会は、土地利用の誘導を提言しているのだから、BSL+0.6mで浸水する家屋には下駄を履かせればよいと考えている。
- ・地域別部会は開催する必要がなかった。全体委員会で議論をすればよかったのではないか。発言をしていない委員や河川管理者は発言すべき。また、運営会議でなされた次期委員会に関する審議について説明をすべきだ。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。
詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

| 淀川水系流域委員会 第 35 回淀川部会（2007. 1. 8 開催）結果報告 | | 2007.1.25 庶務発信 |
|---|--|----------------|
| 開催日時 | 2007 年 1 月 8 日（月） 13：00～14：35 | |
| 場 所 | コープイン京都 2 階 大会議室 | |
| 参加者数 | 委員 14 名、河川管理者（指定席） 11 名、一般傍聴者（マスコミ含む） 22 名 | |
| <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日頂いたご意見をもとに審議資料 1 「引き継ぐべき課題－淀川部会」を修正し、第 55 回委員会（1/11）に提出する。 <p>2. 審議の概要</p> <p>①淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理</p> <p>委員より、審議資料 1 「引き継ぐべき課題－淀川部会」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川での課題や部会として検討できなかったことを整理したい。審議資料 1 には、説明や河川管理者への要望も含まれているが、最終的にはポイントを絞ってとりまとめる（部会長）。 ・P3 の利水の項目に「未利用水の発生が認められる」とあるが、中身がわからない。説明を追加した方がよい。 ・P1①では、イタセンパラの絶滅の危険性についてさまざまな原因があげられているが、どれが本当の原因なのか、よくわかっていない。それにもかかわらず、②としてワンドの干し上げについて書かれている。外来魚駆除を目的としたワンドの干し上げも 1 つの手段だが、すべての箇所でも可能な方法なのかという問題がある。高水敷の切り下げについても指摘されているが、原野生物やコイ科魚類に配慮した微地形の検討が重要だ。外来魚駆除や水位操作試行、フラッシュ操作も重要だと思うが、その結果を科学的に評価しフィードバックすること（順応的管理）が重要だ。 ・現在の堤防強化を全川で完了してから越水対策を検討するのではなく、堤防強化を越水対策でやって欲しい。越水しても壊れないようにする、壊れにくいようにするのが堤防強化だ。 ・P4 で淀川大堰下流への維持流量について、具体的数値をあげて意見が述べられているが、慎重に検討すべきだ。この程度のフラッシュ放流では十分ではないかもしれないし、放流量を増大すれば沈殿物が沸き上がり環境問題を引き起こすかもしれない。「維持流量について検討してほしい」という意見にとどめた方がよいのではないか。 ・3 つの汽水域（大川、神崎川、新淀川）の河口としての再生についてはあまり議論されてこなかったもので、追加して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ←淀川の流水環境を取り戻すことが大きな検討課題だ。 ←流水環境の復元も確かに重要だが、淀川下流には湿地帯があった。ワンドもある意味では湿地の代替的な役割を果たしている。流水環境の復元だけを目的にするのは間違っている。また、淀川下流の氾濫源環境の復元も必要だ。 ・流域委員会では淀川大堰をあまり取り上げてこなかったが、維持流量や舟運等は全て淀川大堰に関わってくる。淀川大堰WGがあってもよかったと感じている。 <ul style="list-style-type: none"> ←現在の淀川大堰の操作規則は工事中のものなので、操作規則そのものについて検討して欲しい。 ←水位操作WGでも淀川大堰について十分に検討できなかった。引き継ぐべき事項だ。 ・水系全体における淀川の位置付けについて十分議論ができなかった。環境委員会と流域委員会で役割が重複している。流域委員会委員の一部は環境委員会委員でそこから情報がまわってくるという状況があった。情報を交換できる仕組みが必要だ。 ・淀川水系全体の治水計画を検討できなかった。基本方針が霞ヶ関マターであり、地域で議論せずに来たことは大きな反省点だ。 <ul style="list-style-type: none"> ←狭窄部を開削するか否かで淀川の治水は大きく変わる。基本方針を待っていたが結局出てこなかった。流域委員会で先行して議論すべきだった。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも次期流域委員会に引き継ぐ事項があることが妥当なのか。委員会は、その設置目的に照らし、諮問事項やダム方針への意見を述べてきた。これまでの審議内容は議事録や配付資料等で明らかになっている。委員会の性格を考えれば、一代完結型であり、それぞれの問題に意見を提出して終わるもので、引き継ぐ事項があってはならない。審議資料 1 で示されている意見のほとんどは河川管理者への要望であり、これが引き継ぐ課題と言えるのか。 | | |

←次期委員会がどう設置されるかは分からないため、「引き継ぎ事項」ではなく、未検討・未解決として残っている部分を明らかにしておき、次期委員会の参考にしてもらえればという趣旨だ。

「引き継ぎ事項」は適切な言葉ではない。また、河川管理者への要望事項は含めない方がよい。

←河川管理者とキャッチボールをしながらより良い整備計画をつくるのが流域委員会の仕事だ。流域委員会は一代完結型ではなく、存続していくものだと考えている。

←「なぜここまでの議論しかできなかったのか」や「部会で議論をした方がよいこと」についてのとりまとめを想定していたが、審議資料1は河川管理者への要望になってしまっている。

←審議資料1には、委員の個人的な意見や河川管理者への要望が書かれているので、修正する（部会長）。

・流域委員会の規約には、整備計画を議論するという目的が明記されていないのではないかと。

←規約には「淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる」とあり、ここに整備計画原案への意見を述べるという目的が含まれていると考えている（委員長）。

←「淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる」に整備計画原案への意見を述べることも含まれているという解釈だ。基礎案が原案に変わる段階でも、原案が整備計画案に変わる段階でもご意見を頂けるような規約になっている（河川管理者）。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ4名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・次期委員会（レビュー）に関する説明をすべきだ。桂川の罫原堤の工事が進んでいるが、現在、補充工事が行われている。どういう内容なのか。京都府が実施している高規格堤防との関連はどうなっているのか。桂川上流にはオオサンショウウオがいたが、大きな工事が行われている。中央で狭窄部について議論されるようだが、淀川部会には伝わってきていない。小泉川で魚道を整備しても上流の京都府管理区間のコンクリート工事によって魚は遡上できない。こういったことについて河川管理者には説明責任がある。
- ・P3で説明されているハザードマップはどこかが出すのか。市町村なのか。明確にして欲しい。
- ・宇治川の河川整備について議論がなされなかったのは非常に残念だ。琵琶湖部会でも淀川部会でも抜けてしまうので、宇治川WGをつくってもよかったと思う。事業進捗点検への意見書の中で、塔の島地区河川整備検討委員会で検討されている内容を委員会に報告せよという意見を述べているが、淀川部会では一度も報告がないままだ。淀川部会でも情報を共有して議論して欲しい。塔の島地区河川整備検討委員会では、流域委員会の議論が考慮されていない。現在、平成12年につくった締切堤と導水管を撤去しようという議論になっている。この原因は、平成12年に3回程度の議論で決定してしまったからだ。今後の委員会では、琵琶湖、天ヶ瀬ダム再開発、宇治川、淀川を重要テーマとして議論して欲しい。
- ・やり残したことはたくさんある。河川管理者は委員会に十分な意見を聴いたと思っているのか。第一次委員会委員から意見も寄せられているが、今後の流域委員会について第一次委員会委員や担当を離れた河川管理者等も行く末を心配している。現委員は、発言できない方々のことを考えて発言してほしい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

| 淀川水系流域委員会 第5回木津川上流部会（2007.1.8開催）結果報告 | | 2007.1.25 庶務発信 |
|---|---------------------------------------|----------------|
| 開催日時 | 2007年1月8日（月）14：50～16：10 | |
| 場 所 | コープイン京都 2階 大会議室 | |
| 参加者数 | 委員 12名、河川管理者（指定席）11名、一般傍聴者（マスコミ含む）39名 | |
| <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見をもとに審議資料1「木津川上流における次期委員会へ引き継ぐ課題（案）」を修正し、第55回委員会(1/11)に提出する。 <p>2. 審議の概要</p> <p>①木津川上流部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理</p> <p>審議資料1「木津川上流における次期委員会へ引き継ぐ課題（案）」について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <p>○環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青蓮寺ダムの事前放流による魚類等の斃死については、部会で簡単に紹介されたただけだ。治水と環境にまたがる問題であり、どのダムでも起きうることだ。規則に則った事前放流であっても下流の生物に考慮する必要がある（部会長）。 <ul style="list-style-type: none"> ←魚類等の斃死については、「ダムの操作」という大項目を設けて記述すればよいのではないか。 ・既設ダムの水質について、河川管理者の調査水準はある程度の水準に達していたと評価したい。ただ、ダムの環境を知るためにはまだまだ不十分だ。水質改善効果があがっているが、どうして効果があったのか、そのメカニズムの説明がなされていない。事実確認と同時にメカニズムの説明がなければ説得力を持たない。また、流域委員会では、水質と生き物の関係、水質と人間の関係についてほとんど議論されてこなかった。セットで議論すべきだった。 ・「希少種が見つかったから移植すればよい」ということではなく、生物が生息する場を考えなければならぬ。次期委員会でも、環境というものが何なのかということを含めた議論をして頂きたい。 <p>○治水について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川部会とも共通する課題だが、木津川流域は、遊水地、狭窄部、ダム、広範囲の氾濫域があり、非常に難しい地域だ。これら全体について深く議論できなかつたのが反省点だ。 ・流域対応として、2線堤について触れておいてもらいたい。 ・ハザードマップは最大規模の降雨があった場合の浸水被害想定図だが、より身近な降雨でどこまで浸水するのかを示したハザードマップをつくって、土地利用の誘導・規制をしていかないといけない。 ・河道掘削を治水優先に行うと環境面での影響が出る。審議資料1のとりまとめ方法はそういった分野をまたがる関連性への配慮がなされていないので、考慮して欲しい。また、木津川の特長について述べてはどうか。 <p>○利水について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減反が進んでも用水路の規模変更はすぐにはできない等の問題があるが、農業用水の実態について河川管理者から十分な説明を受けていない。慣行水利権の見直しには時間がかかると思うが、まずは手始めとして農業に携わっている方々と対話して実態を知る努力をされるよう、河川管理者にお願いしたい。 ・水需要管理に関する記述が抜けている。 <p>○維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木津川下流では砂州が重要な役割を果たしている。砂州は木津川の特長だと思う。砂州の保全についても触れておいてはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ←木津川上流部会の守備範囲を限定しすぎた。淀川部会と重複してもよいので、木津川下流についても考えた方がよかった。 <p>○ダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボルであるオオサンショウウオやオオタカの保全だけではなく、それを支える河川生態系を保全するという視点について指摘した方がよい。オオサンショウウオを移植するだけでは、自然個体群と | | |

して維持されない。底生生物や昆虫まで含めた河川生態系の視点が必要だ。

- ・ダムありきの指摘になっている。まずは川上ダムの検証について指摘しておく必要がある。また、川上ダムに関する利水はこの項に移動した方がよい。
- ・一般傍聴者からダム周辺の地質について指摘を頂いてきたが、書いておくべきか。
 - ←ダム周辺の地質については水資源機構で調査し、HPを通じた回答も行っている(河川管理者)。
 - ←課題として取り上げて「河川管理者には説明責任を果たして欲しい」という内容にしてはどうか。

○その他

- ・審議資料1は河川管理者への要望になっている。部会活動の中でやり残したこと等を書いておくべきだ。
- ・審議資料1は添付資料とすればよいのではないか。
- ・整備内容シートは次期委員会にも当然引き継がれるものだが、審議資料1の各項目は整備内容シートとどのような関連があるのか。
 - ←とりまとめの方針については委員会で検討したい(部会長)。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ4名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・昨年、環境省のレッドリストの見直し結果が公表され、絶滅種が46種増え200種となった。オオサンショウウオも絶滅危惧種へとランクアップされた。前深瀬川の水質悪化が進み、オオサンショウウオの絶滅危険度も上がっている。この結果を重く受け止め、川上ダム建設に伴う人工飼育や移植試験によって絶滅を進めるのではなく、河川の水質改善を含めたあらゆる生物種の生息環境の改善と再生の道を選ばなければならない。提言「水需要管理に向けて(案)」追記3-6「ダム群連携事業」では、木津川上流のダム群の揚水式発電事業の連携について指摘されているが、机上の空論だ。青蓮寺ダムと比奈知ダムはかろうじて近いが、その他の組み合わせは施設費用が巨額になるうえ、設備工事は新たな環境悪化を招く。貯水をやめ、農薬や化学物質の抑制、排水浄化等によって川らしい川にしなければ水質改善はあり得ない。ダムの徹底利用は環境重視に逆行しているので、当該箇所は削除を求め。また、ダム周辺の地質調査について水資源機構から回答があったが、納得できていない。きちんとした調査すべきだ。
- ・岩倉峡の流下能力や堤防強化等の問題が残されているが、委員会を休止して事業が進むのか。川上ダムは実施の方針が出されて1年6ヶ月が立つが、いまだに新たなダム計画が示されていない。「御用委員会ができてから新たな計画を示すのではないか」という住民の疑いが出るのは当然だ。河川管理者が委員会の意見に答えないまま、休止するのは反対だ。
- ・次期委員会について河川管理者の説明がなされるべきだ。また、新聞報道にある官製談合についても検討して、無駄なお金が使われていないかどうかチェックすべきだ。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

| 淀川水系流域委員会 第 32 回猪名川部会（2007. 1. 8 開催）結果報告 | | 2007.1.25 庶務発信 |
|---|---|----------------|
| 開催日時 | 2007 年 1 月 8 日（月） 16：30～18：05 | |
| 場 所 | コープイン京都 2 階 大会議室 | |
| 参加者数 | 委員 10 名、河川管理者（指定席）8 名、一般傍聴者（マスコミ含む）36 名 | |
| <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見をもとに審議資料 1 「猪名川における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理（案）」を修正し、第 55 回委員会(1/11)に提出する。 <p>2. 審議の概要</p> <p>①猪名川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理</p> <p>審議資料 1 「猪名川における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理（案）」について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <p>○治水について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪名川の既往最大降雨はあまりにも大きいため、目標洪水が第 2 位になっている。当面の目標としてはこれでよいと思うが、既往最大降雨も実際に降った雨なので、今後もシミュレーションや検討はしておくべきだ。 ・銀橋狭窄部は他の狭窄部と違う。狭窄部上流の多田地区が浸水することによって下流が助かるということはないと思っている。多田地区の浸水面積は狭く、浸水深も深くない。遊水機能を持っているということにはならないのではないか。河川管理者にはきちんと検証して欲しい。 <ul style="list-style-type: none"> ←その指摘は本当なのか。狭窄部を開削して下流への影響がないとは考えられない。きちんと検証してから発言すべきだ。 ・無堤地区は下流への安全弁として働いていたが、築堤によってこれが失われた。無堤地区の治水安全度を上げたことで下流の安全度は下がっている。どう解決していくのが課題として残っている。猪名川は危険な河川だ。橋梁が多く、閉鎖性氾濫域もある。他にも増して真剣に考えないといけない。橋の掛け替えは非常に難しいので、溢れても壊滅的被害にならない対策が必要だ。「超過洪水への対応」についても触れておいた方がよい。 ・中州は環境上さまざまな機能を果たしているので十分に検討しないといけない。中州の掘削は大項目として挙げておくべき事項だ。また、高度に利用されている高水敷を切り下げて緩斜面にしていく必要もある。 ・輪中地区の堤防強化については、何とかして越水対策を施して欲しい。猪名川における堤防強化は、危険地帯からではなく、やりやすいところから進められているが、この進め方でよいと思っている。 ・神崎川を含めて考えなければならない。猪名川は汽水域に特性があるので考慮すべきだ。 ・猪名川は管理主体が国、府県、市に分かれている。輪中がふたつあり、陸閘もある。総合治水だけで大丈夫なのか。流域全体で考え、国、府県、市で連携してほしい。 ・特定都市河川浸水被害対策法があるが、猪名川ではこのような法的な管理強化策は適用できないのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←猪名川全体としては市街化面積が大きくない。上流に山林があるので、特定河川の対象にはならない（河川管理者）。 ・一庫ダムには、但し書き放流があり、下流の狭窄部によって放流が制限されている。対策を考えておかないといけない。 ・内水災害への配慮にも触れておかないといけない。排水ポンプの設置についても検討してみるべきではないか。余野川ダムは当面実施しないことになっているので、余野川ダムに期待しない治水についても課題が残されている。 <p>○環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪名川には、少し手を入れればよくなる環境があるので、そういった箇所の整備を進めて欲しい。すでに自然環境委員会でも具体的に検討が進められているが、河原環境の復元・再生が大きな課題だろう。 ・外来種対策については、たんに外来種を駆除するだけでなく、駆除した後でどう自然を再生しようとしているのかまで考えないといけない。生物多様性の視点が必要だ。まずは外来動物の実態調 | | |

査が必要だ。守るべき場所で優先的に進める必要があるが、猪名川ではそれが決まっていない。

←外来種についての啓発活動も重要だろう。

○利水について

- ・猪名川の農業用水に関する検討がほとんどできていない。固定堰も多く、井堰の改築等の解決に向けて農業用水をきちんと取り上げないといけない。これまでは河川管理者と農業用水管理者との対話がなかったが、対話する仕組みづくりに取り組んで欲しい。

○利用、河川レンジャーについて

- ・河川保全利用委員会や河川レンジャーについて、河川管理者から流域委員会に定期的に報告してもらえば、委員会も意見が言える。フィードバックが必要だろう。各種委員会に流域委員会が口出しをするのはよくないが、役割分担は必要だ。情報は公開し、お互いに反映する必要がある。

○その他

- ・大阪湾、瀬戸内海にまで広げた検討が必要だ。
- ・猪名川上流の住宅開発地からの流出抑制についても検討しなければならないのではないかな。
- ・安威川ダムについてほとんど議論されなかった。河川整備の事業制度や国の補助金制度等、国と地方の関係についても議論していかないといけない。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・猪名川本川にヒメボタルが群生しているが、河川管理者は把握しているのか。他の委員会（環境委員会）の状況については委員が自ら勉強するべきだ。
- ・事業中のダムについては防災上、生活上必要な工事以外は着手しないとのことだが、余野川ダムでは、導水路、工事用道路、落石対策、北山川のピオトープ付側溝工事等、非常に無駄な整備が行われている。本来であれば、この地域の活性化や自然再生を考えていかなければならない。予算を他に回せないのか、検討してほしい。
- ・第2期委員には努力してもらっていると思うが、所属していた団体の利益を考えて発言をしている委員もいるように思える。次期委員会の委員として望ましい委員、望ましくない委員等について検討しておく余地があるのではないかな。
- ・事業中のダムについては、防災・生活上、必要な工事以外は着手しないとのことだが、ダム本体のプラント用施設や原石山の調査などが行われている他、地域振興という形の事業も行われている。委員会が知らないうちに工事は進んでいる。審議資料1には「道の駅」について指摘されているが、「道の駅」はダム事業を進める飴玉でもある。委員会は「道の駅」を地域振興として好意的に見すぎているのではないかな。箱物で終わるかもしれないという点を含めて検討したのか。反省して頂きたい。
- ・おざなりな議論に終始している。河川管理者も議論に参加しようとしていない。中央での基本方針に関する議論と流域委員会の議論がかけ離れている。流域委員会の議論を中央にぶつけて欲しい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

| 淀川水系流域委員会 第 83 回運営会議（2007. 1. 11 開催）結果報告 | | 2007.1.18 庶務発信 |
|--|-------------------------------------|----------------|
| 開催日時 | 2007 年 1 月 11 日（木） 11:00～14:20 | |
| 場 所 | みやこめっせ B1F 第 1 会議室 | |
| 参加者数 | 委員 10 名（委員長、各部会長・代行、副部会長）、河川管理者 3 名 | |
| <p>1. 検討内容および決定事項</p> <p>①庶務より報告</p> <p>庶務より本日の出席委員について以下の報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日は、20 名から出席連絡があり、定足数の 13 名はクリアしている。 <p>②本日の会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日 14:30 より開催する「第 55 回委員会」の進め方について ・「1）ダム等の管理に係わるフォローアップについて」については、15 日にダムWGが予定されていること、内容をまだ詰める必要があること等から委員会では資料は出さず、各ダム担当から口頭で説明をしてもらう ・「2）部会・WGの検討状況と今後の予定について」は各部会長より説明をお願いしたい。 ・「3）地域別部会における次期委員会への引き継ぎ事項」については今本委員長作成の頭紙をつける⇒資料を全員に配布する ・「4）その他」 <ul style="list-style-type: none"> ・次期委員会について、委員会側から河川部長に質問をする形で発言をお願いする。 ・部長発言の後、休憩を行って諸問題について委員で協議する。 ・議題としては、レビュー委員会への委員会からの推薦者の決定、任期延長、次期委員会に対する整備局への申し入れ事項のまとめ方。 <p>③他の審議事項について</p> <p>○各部会の意見書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数意見の取り扱いについては運営会議に一任してもらう形にする。 ・表紙の名称（タイトル）については運営会議で決定する。 ・各意見書の最初に要約のページを入れる。 ・「琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題」について次の意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> ・番外編は削除する。 ・要旨第 2 パラグラフの「通常的・・・」は他のページで述べている長期的水位低下が堰の操作だけで起こっているかのように誤解されるため別の文言に変えた方がよい。 <p>○次期委員会への申送り（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中段の「重要事項を審議未了のまま・・・」は「多くの課題を残したまま」に修正する。 <p>○レビュー委員会・任期延長・局への申し入れ事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者より近畿地整のホームページトップに「淀川水系流域委員会について」の説明をアップしたとの報告あり。 ・局長からのレビュー委員会へ推薦要請（委員を 2 名選出する要請）について委員会の場で決めた。できれば合議で決めたいが選挙で決定する方法も留保する。 ・任期延長については委員会の場で延長を要請するかを決めたい。 ・任期延長について各部会長が意見を述べた。管理者より延長はフォローアップに限って行われるとの示唆。 （今本委員：フォローアップのための延長には反対。三田村委員：実質的な延長は必要ない。西野委員：内容を高めるために延長は必要。川上委員：延長には反対。中村委員：延長には反対。寺川委員：フォローアップの検討のみで延長。） <p>○今後の会議開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営会議を 27 日（土） 13：30～16：30 ・ダムWG作業検討会を 20 日（土） 13：00～17：00 <p style="text-align: right;">以上</p> | | |
| <p>※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。</p> | | |

| 淀川水系流域委員会 第55回委員会（2007.1.11開催）結果報告 | | 2007.1.26 務発信 |
|--|---------------------------------------|---------------|
| 開催日時 | 2007年1月11日（木）14:35～18:50 | |
| 場所 | みやこめっせ 1階 第2展示場A | |
| 参加者数 | 委員20名、河川管理者（指定席）19名、一般傍聴者（マスコミ含む）137名 | |
| <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水需要管理に向けて(案)」、「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」、各地域別部会の申し送りに対する修正意見や少数意見があれば提出する。意見の採用・不採用については運営会議に一任する。 淀川水系流域委員会のレビュー作成委員として今本委員と寺田委員を推挙する。 ダム等の管理に係るフォローアップ定期報告書の審議を目的とする委員任期延長は申し出ない。 「次期委員会への要望」について検討し、河川管理者に提出する。検討メンバーについては委員長に一任する。反省すべき点等の意見があれば提出する。 <p>2. 報告の概要：庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>① ダム等の管理フォローアップ定期報告書への意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、各委員から募集した意見の整理を行っている。今後は、ダムWGで審議を進め、次回委員会にて意見書を提出したい（委員長）。 <p>② 利水・水需要管理、意見聴取反映、水位操作に関する意見について</p> <p>審議資料2-1～2-3（水需要管理に向けて(案)、住民参加のさらなる進化に向けて(案)、琵琶湖の水位操作を巡る論点と課題(案)）について意見交換がなされた。主な意見は次の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水需要管理の方向性は正しいと思うが、意見書には同意できない点がある。「水需要管理に向けて」では、淀川フルプランについて否定的に評価（廃止して新たな制度を導入すべき）しているが、淀川フルプランの骨格の上に水需要管理を展開するのが適切だ。少雨化傾向による利水安全度低下は認めざるを得ないのではないか。水需要管理と財政問題は本来関係なく、水需要管理は人間の生命や産業基盤の根幹に関わる重要なものなので、財政問題があっても推進されるべきだ。大阪府営水道の新規利水の論点が不明なので明確にしておくべき。意見書には、水需要管理の対極に水資源開発を置いて、「水需要管理が重要で水資源開発はだめだ」というような姿勢が見える。必要な場合は水需要管理と水資源開発を同時にやっっていけない。 <p>③ 次期委員会への申し送り(案)について</p> <p>委員より配付資料「次期委員会への申し送り(案)」、地域別部会の引き継ぎ課題（審議資料3-1～3-4）について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域別部会のとりまとめは、整備内容シートと直結している。委員会全体としてどう扱うか。方針を決めておかなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ←地域別部のとりまとめでは、課題となるテーマや項目をあげておけばよいのではないか。「次期委員会への申し送り(案)」だけでは具体的な内容が分からないので、説明を付け加えるという観点からまとめてほしい（委員長）。 整備計画基礎案のうち、進んでいない事業について河川管理者に意見を述べておいた方がよいのではないか。自治体や他省庁との連携は進んでおらず、連携にあたって生じた課題等が報告されたこともない。川上ダムの新規利水についても、他に実行可能な方法を徹底的に検討したとは思えない。 <ul style="list-style-type: none"> ←運営会議で検討したい（委員長）。 地域別部会のとりまとめは、整備内容シートへの意見と重複している。次期委員会への申し送りとして整理するなら、意見の重複や軽重を整理する必要がある。「次期委員会への申し送り(案)」であげられている5項目に沿って整理すればよいのではないか。 <p>④ その他：流域委員会のレビュー作成、委員任期延長、次期委員会への要望について意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通りに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。</p> <p>○レビュー作成について</p> <p>河川管理者より審議資料4「淀川水系流域委員会のレビュー作成を行うための委員の推挙について」を用いてレビュー作成について説明がなされた後、レビュー作成委員として推挙する委員が決定した。</p> <p>○委員任期延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムフォローアップの審議時間が非常に短く、十分な審議ができなかったため、委員会が希望するなら委員任期を延長してもらってもよいという河川管理者からの申し出をもらっている（委員長）。 <ul style="list-style-type: none"> ←委員任期延長の必要はない。任期を延長してダムフォローアップだけ審議するというのも難しい。 ←委員任期中にできる範囲でやるという方針でよい。活動を限定してまで延長する必要はない。 ←ダムフォローアップ定期報告書の審議を目的とする任期延長は申し出ないことにする（委員長）。 | | |

- ・河川管理者がダム等の管理に係るフォローアップの定期報告書を提出するのが遅すぎた。次回は十分な審議時間を確保できるように配慮してほしい。

○次期委員会への要望の検討について

- ・次期委員会の体制については、レビュー作成を経て河川管理者が決定するが、委員会としての次期委員会への要望を河川管理者に提出したいと考えている（委員長）。
- ・レビューが立ち上がった時点では流域委員会の実態はなくなっている。レビュー作成に推挙された委員が流域委員会の核心が受け継がれるよう努力なさるが、流域委員会としても次期委員会に受け継いでもらわなければならないことを宣言しておいてもらいたい。数名の委員で検討して次回委員会に提出し、河川管理者の「承知しました」という確約をもらえればと思っている。
- ・次期委員会が淀川水系全体を扱うかどうか分からない。流域全体を扱うのが流域委員会だ。いかに継承するかを議論して河川管理者に要望するのは大変重要なことだ。
- ・次期委員会への要望を検討する必要はない。流域委員会の精神はきちんと理解されている。委員の総括はそれぞれ違っているので、各委員がレビュー作成委員に伝えればよい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：7名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員は休止を認めているように感じたが、私は休止を認めていない。流域委員会では、これまでの国交省の河川行政の枠を超えた、住民のための議論がなされてきた。休止して住民の安全が守れるのか。河川管理者には1月30日までに流域委員会休止を撤回するよう強く要望するとともに、回答を頂きたい。傍聴者発言にも真摯に耳を傾け、議論を重ね、委員みずからがみずからの言葉で意見書、提言書を書き、活動内容を高めてきた委員会は、これからの国づくりにとって、欠かせない貴重な委員会モデルだ。（参考資料1「河川行政の後退となる淀川水系流域委員会休止は認められない！」）。委員には国土交通大臣と、なぜ流域委員会が大事なのか、淀川モデルという河川行政について話し合ってもらいたい。
- ・河川整備計画原案の議論が終わらないまま、流域委員会が終わってはいけない。川上ダムは財政問題から考えて中止すべきだ。財政問題があっても進めるべきなら、環境面の費用対効果を示さないといけない。川上ダムでは、防災・生活に必要な工事以外の工事も進んでいる（原石搬入等）。流域委員会を存続させて河川管理者への最終意見を提出してほしい。
- ・「水需要管理に向けて(案)」で示された水需要管理には強く賛同するが、追記3-6「ダム群連携事業」には違和感を覚える。木津川上流ダム群による揚水発電事業は開発費用が多額になり、高い発電効果は得られない。青蓮寺ダムと比奈知ダムは近いが同程度の標高にあるため発電力はない。現実的に実施できる事業ではないが、委員会は実現の可能性が高いと思っているのか。建設工事は環境破壊をもたらし、揚水発電によるダム貯水の循環によって水質悪化を招く恐れもある。省エネルギー化を進めて水力発電を減らしていかなければならず、ダムの徹底利用は流域委員会の精神に反している。削除を求める。
- ・流域委員会休止は認められない。他の整備局では委員からいくつかの意見や感想をもらって丸く収めているようだが、淀川水系流域委員会の河川管理者もそういうことを考えているのではないか。委員が自ら考えて活動してきた流域委員会を継承して欲しい。淀川水系流域委員会があることで何とか河川管理者への信頼が繋がっているが、休止によって信頼が途切れてしまう。信頼をどう回復するのか。流域委員会には次期委員会への申送りをきちんと検討して欲しい。委員には敬意を表したいが、委員としての責務を果たしたとは言えない委員もいるのが残念だった。また、少雨化傾向にあるとは思いますが、新たな水資源施設が必要なのか。コスト計算すれば、水資源施設は非常に高くつく。きちんと議論をすべきだ。
- ・住民との対話による合意形成が重要だが、河川管理者がやっていることはそうではない。官製談合等についても河川管理者が精査しなければならない。
- ・河川管理者が自らつくったものを、多くの人が理解できない理由で自ら休止するのは納得できない。住民の信頼をうしなってしまう大失態が進行している。天ヶ瀬ダム再開発、宇治川塔の島地区等の問題が課題として残っている。琵琶湖、宇治川、淀川は1つの水系であり、宇治川をのぞいて考えられない。琵琶湖の浸水被害を軽減するための「洗堰改修～天ヶ瀬ダム再開発～宇治川掘削」だが、すでに堤防整備や導水管敷設、締切堤建設によって砂州が全くなり、ハイジャコ等の魚もいなくなった。鵜飼いもできず、亀石周辺はドブのようになった。これ以上の工事には反対だ。今後も地元住民や宇治市等の意見を受け止めて議論していくことが大事だ。
- ・流域委員会の休止は6年間の努力を水泡に帰すものだ。急激な河川環境の悪化を憂う住民の新たな川づくりへの期待を裏切ることになる。川づくりは変えねばならない。河川管理者が勇気を持って新たな川づくりの歩みを続けることが大切だ。流域委員会は新たな川づくりの象徴であり、委員会休止撤回によって河川管理者はその意思を示すことができる。河川を再生させず、「美しい国日本」を名づけることができるのか。故郷の川のあり方を決めるのは住民自身でなくてはならない。

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

| 淀川水系流域委員会第 11 回ダムWG 検討会 (2007. 1. 15 開催) 結果報告 | | 2007.1.26 庶務発信 |
|--|--|----------------|
| 開催日時 | 2007 年 1 月 15 日 (月) 10:00~14:00 | |
| 場 所 | みやこめッセ 地下 1 階 特別展示場 A 面 | |
| 参加者数 | 委員 12 名、河川管理者 (指定席) 43 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 15 名 | |
| <p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業中のダムについて当面実施すべき施策についての意見(案)」および「平成 18 年度 ダムフォローアップ定期報告書へ意見(案)」への意見がある委員は、1 月 18 日 24 時までに ML にて提出する。 ・「事業中のダムについて当面実施すべき施策についての意見(案)」はダム WG 作業検討会(1/20)で検討を行う。 ・「平成 18 年度 ダムフォローアップ定期報告書へ意見(案)」については下記の担当者 (左側が主担当委員) がとりまとめ、1 月 20 日午前 8 時までに庶務に提出する。 洪水調節：金盛委員、今本委員 利水補給：荻野委員、寺田委員 堆砂：澤井委員、今本委員 水質：村上哲委員、三田村委員 生物：角野委員、村上興委員 <p>2. 審議の概要</p> <p>①事業中の 5 ダムについて当面実施すべき施策について</p> <p>委員より、資料 1 「事業中のダムについて当面実施すべき施策についての意見(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p>○「はじめに」および「1 各ダム共通の事項」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」で、この意見書の位置づけや目的を明記しておいて欲しい。 ・流域委員会は一代完結型であり、引き継ぎ事項を残す必要はない。「当面実施すべき施策」は重要だが、府県や国の検討結果を受けて、予算や経緯、地元事情が総合的に判断された上で審議し、より具体的な「当面実施すべき事業」を示さなければならない。意見書(案)は項目の羅列になってしまっている。 <ul style="list-style-type: none"> ←委員会はよい川づくりのために諮問事項以外にも議論してきた。 ←委員会で諮問事項以外について議論することはよいことだと思っている。むしろ、やるべきだったことが残されてきたと考えている (基本方針、環境用水や農業用水、段階的な整備計画 (狭窄部等)) 。 ・P2 下段③で日常に役立つ治水について指摘しているが、全面的には賛成していない。堤防の道路利用のように日常に役立って欲しいと思うが、日常的に水を貯めない治水専用ダムと矛盾する考え方ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ←堤体そのものを園地にできないか。治水専用ダムは立入禁止という考えは社会に受け入れられないのではないか。 ←「日常的に役立つ」という言葉は慎重に検討すべき。環境にとって恐ろしいことが起きるかもしれない。 ・P2 下段③には、「数十年に一度、数百年に一度役に立つだけでは住民の支持は得られない」とあるが、洪水は、数十年後ではなく、明日にも来るかもしれない。誤解があるのではないか。 ・基本高水の考え方には賛成している。基本高水を議論したうえで、全体の戦略を検討するのが正当な手順だと考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ←基本高水を否定しているつもりはないので表現は修正したい。基本高水をクリアするかどうかの議論に偏りすぎていると考えている。基本高水をクリアできればよいが、クリアできないならどうするのか。 ・河川管理者からも意見を提出したい。例えば、各ダム共通事項の「補助制度の見直し」については、これまでに議論していない。補助制度に関する意見を「当面実施すべき施策」として出されても、河川管理者に何ができるのかという面もある (河川管理者) 。 | | |

○「2 丹生ダム関連」について

- ・丹生ダム周辺は生物多様性の高い場所だ。保全対策を明記しておくべきだ。また、委員会は異常渇水時の緊急水の補給に反対しているので、新たに項を起こして利水について書いて欲しい。

←本意見書はダム実施の如何に関わらず「当面実施すべき施策」について述べている。いずれも本意見書には適しない。

- ・「1-2 環境保全」で指摘されている「産廃の汚水流出」は「スキー場開発からの濁水」ではないか。

○「3 大戸川ダム関連」について

- ・「3-3 住民への配慮」に「付け替え道路の完成を早急に進める必要がある」と追加して欲しい。
- ・「3-1 治水安全度の向上」は、洗堰の全閉操作を考慮したのか。基本方針では「洗堰は全閉しない」となるようだが、大戸川と洗堰操作との関連が非常に複雑になる。慎重に検討しないとイケない。

○「6 余野川ダム関連」について

- ・「6-2 導水トンネルの活用」は適切なのか。また「道の駅」についても適切かどうか慎重に検討すべきだ。

○一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・瀬田川洗堰の全閉操作について、滋賀県知事から説明を受けて議論をすべきだ。
- ・河川管理者から事業中のダムの調査検討結果が出てこず、委員会の意見が言えない状況が続いているので、検討状況について委員会に報告すべきだ。塔の島地区河川整備検討委員会の検討状況も委員会に一度も示されていない。「4 天ヶ瀬ダム再開発関連」は「地元の見解を尊重した検討をお願いしたい」という文章にしてほしい。全閉ルール変更によって宇治川の計画も大きく変わってしまうので、説明されなければならない。

②ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について

委員より、資料2「平成18年度 ダム定期報告書へ意見(案)」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

○各ダム共通事項について

- ・内容は適切だが、文言の修正をした方がよい。「～ではないか」という表現はより明確にした方がよい。「必要である」「望まれる」はできるだけ統一した方がよい。
- ・ダムフォローアップ定期報告書が、白書的なものを目指すのか、理科年表的な内容を目指すのか。説明図やグラフ等が含まれている方がわかりやすいので、後者の方がよいと考えている。
- ・ダムフォローアップ定期報告書作成の手引きでは、ダム群としてどのような洪水調節効果を果たしたのかを記述するようにはなっていない。「2. 洪水調節効果」でその必要性を指摘した方がよい。

○天ヶ瀬ダムについて

- ・洪水調節に関する意見(P13)は「各ダム共通事項」で記載されているので必要ない。

○日吉ダムについて

- ・日吉ダムの洪水調節に対して、平成16年の台風23号における検証が不十分だという意見を出している。平成16年23号台風時のダムがない場合の水位(7.0m)の評価がなされておらず、実際に起きた6.8mの洪水被害の検証にとどまっている。
- ・日吉ダムは、ページ番号を明記してかなり細かく記載されているが、この方式でよいのか。
←ページ番号ではなく、項目毎でとりまとめた方がダム間の比較がやりしやすい。項目毎でまとめた。

○一般傍聴者からの意見聴取：1名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・河川管理者は、河川整備基本方針検討小委員会の配付資料を流域委員会に提出すべきだ。資料を読んだ上で最後の委員会にのぞんでいただきたい。ダムフォローアップの水質調査は十分なのか。コンサルに任せるだけではなく、住民やNPOとともに実質的な調査をしていくべきだ。ダムの地震対策についても考えておかないとイケない。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

| 淀川水系流域委員会 第 84 回運営会議 (2007. 1. 22 開催) 結果報告 | | 2007.1.26 庶務発信 |
|--|---------------------------------|----------------|
| 開催日時 | 2007 年 1 月 22 日 (月) 10:00~12:35 | |
| 場 所 | ばるるプラザ京都 7 階 スタジオ 4 | |
| 参加者数 | 委員 9 名、河川管理者 3 名 | |
| <p>1. 報告の概要：庶務より報告資料 1 を用いて前回運営会議以降の経過報告がなされた。</p> <p>2. 決定事項と審議概要</p> <p>各意見書の作成状況について説明がなされた後、意見書の内容や今後のスケジュール、少数意見等について審議がなされた。主な決定事項と意見は以下の通り (例示)。</p> <p>①ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見は、ダム毎に意見書を作成する。1/25(木)24 時を締切に担当委員から最終案を提出して頂き、委員長が最終チェック (体裁の統一等) をする。1/26(金)に河川管理者に送信して確認して頂き、第 85 回運営会議(1/27)にて最終版作成のための審議を行う。 <p>②水需要管理に向けて、意見聴取反映、水位操作に関する意見書について</p> <p>○「水需要管理に向けて」について</p> <ul style="list-style-type: none"> タイトルは「意見書 水需要管理の実現に向けて」とする。 委員から意見が提出されている。流域委員会の水需要管理や淀川フルプランに関する根本的な考え方に対する意見なので、少数意見として添付するようにしたい。 1/25(木)24 時を締切に委員から少数意見を募集する。少数意見の採択は第 85 回運営会議(1/27)に一任する。 <p>○「住民参加のさらなる進化に向けて」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2-1 河川整備に向けた意見聴取のあり方」(P18)で、河川の利用という観点から関係住民を 3 つに大別しているが、このうち「河川に関わる生活の知恵を有しない住民」という表現に対する修正意見が提出されている。すべての住民が何らかの生活の知恵を有しているため、表現を改めて「その他の住民」に訂正する。また、P20「上述のように、」の後に「おもな」を追加する。 1/25(木)24 時を締切に委員から少数意見を募集する。少数意見の採択は第 85 回運営会議(1/27)に一任する。 <p>○水位操作に関する意見書について</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに寄せられた意見を参考に意見書の修正を行っている。本日中に修正版を委員に送信した上で、明日の WG 作業検討会(1/23)で検討を行う。WG 作業検討会(1/23)の結果を反映した再修正版を 1/24(水)午前中に委員に送信し、1/25(木)24 時を締切に委員から修正意見を頂き、それを反映した最終版を第 85 回運営会議(1/27)にて検討する。 「水位操作に関する意見書」に対する少数意見については、第 56 回委員会(1/30)の結果次第だ。必要に応じて臨時運営会議を開催し、少数意見の採択について検討するようにしたい(委員長)。 P18 に HP からの引用がなされているが、引用部分と委員会意見の区別がわかりにくい。整理した方がよい。 <p>③次期委員会への申送りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 55 回委員会提出された各地域別部会の申送りをもとに、部会長が最終的などりまとめを作成する。様式は、一覧表形式ではなく、文章でまとめて頂きたい。1/25(木)24 時を締切に提出して頂き、第 85 回運営会議(1/27)にて最終版作成のための審議を行う。 ダム統合管理や堤防補強等、地域別部会にあてはまらない項目については委員会の申送り事項とする。 琵琶湖部会の申送りには、当然引き継がれるものなので、整備内容シートへの意見は入っていない。大きな項目やテーマに関する申送りを行うのが、「次期委員会への申送り」だと考えている。表紙でそういった趣旨を述べておく必要がある。 ←「次期委員会への申送り」の表紙を至急作成して、地域別部会長に送信する (委員長)。 <p>④当面実施すべき施策についての意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム WG 作業検討会では、補助制度に関する記述について議論がなされた。議論の結果、補助制度については、1 つの項目としてではなく、「おわりに」で触れるように修正することとなった。最終案を作成して 1/23(火)に委員と河川管理者に送信する。1/25(木)24 時を締切にご意見を頂き、第 85 回運営会議(1/27)にて最終版作成のための審議を行う。 <p>⑤委員会の休止に際しての声明 (案) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期委員会に関する詳細な事柄 (公開性や独立性等) について書くつもりはない。「これまでと同様に、今後も意欲を持って流域委員会と河川管理者でよい川づくりを進めてほしい」といった内容にする。至急、声明(案)を作成したい (委員長)。 よい川づくりのために今後も流域委員会や住民とともに努力して欲しいといった声明を出しておくことが大切だ。河川管理者も同じ気持ちだと思う。河川管理者も「流域委員会や住民意見聴取反映が新しいステージに入っていく」という点を明確にした方がよいのではないか。 | | |

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。